

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (結算日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
サモア	アピタ港安全向上計画のための贈与に関する日本国政府とサモア独立国政府との間の交換公文	アピタ港安全向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	3,477,000千円 H32.12.31まで	H27.6.22 アピタで (同日)	日本側 渡田一正在サモア大使館大使 サモア側 トウインラエパ・フアナナイ・フアナナイ・ルム・ソリアナイ・サイレレ・マリエレガオイ首相	H27.7.8 235号

- (注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。  
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。  
(注3) 日付については、平成○年△月□日と記している。  
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。